

建設経済環境委員会記録

日 時	令和5年6月16日(金) 午後 1時00分 ~ 午後 1時55分
場 所	第5・第6委員会室
出席委員	◎山田 一一 ○平野 光一 岡田 智佳 坂巻 重男 円谷 憲人 中島 俊 林 伸司 松本 寛道
委員外出席者	(傍聴) なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(奥田謁夫) 上下水道事業管理者(成嶋正俊) 環境部長(後藤義明) 経済産業部長(鈴木 実) 商工振興課長(北村崇史) 農政課長(中村 亮) 都市部長(染谷康則) 都市部理事(小川靖史) 都市部理事(市原広巳) 土木部長(星 雅之) 上下水道局理事(内田勝範) その他関係職員

午後 1時開会

○委員長 ただいまから建設経済環境委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順にすることといたします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしく願いをいたします。

では、本日は配付の審査区分表に従い審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、1件ずつ行います。

委員長から執行部をお願いをいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いをいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねてお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、本日は必要に応じ休憩を入れ、換気を行う場合がありますので、よろしくお願いを申し上げます。

---

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たっては、質疑を行う際にはくれぐれも一般質問とにならないよう御注意願います。

議案第1区分、議案第7号、令和5年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○松本 生産資材高騰対策支援金の対象者、対象者数、スケジュール、手続についてお示してください。

○農政課長 今回生産資材等高騰対策支援事業につきまして、対象者につきまして、本市に居住します農業者または市内に事業所を置く法人である販売農家を対象としております。野菜を生産して販売している農家さんになります。なので、出荷していない、自家消費だけの農家さんは対象となりません。

続いて、対象の人数でございますが、こちら販売農家の数になっておりますけども、昨年肥料高騰の支援、行いました。ここも販売農家を対象としておりまして、昨年は471件の申請交付がございましたので、こちらをベースとしまして、およそ500件程度というふうに見込んでおります。

続きまして、申請の開始時期につきましては、現在要綱等を含め、検討して作成中でございますけども、この議会で御承認を得た後、8月中に御案内を全農家に郵送しまして、受付を開始したいというふうに考えております。以上です。

○松本 街路灯電気料等補助金の対象者、対象者数、スケジュール、手続についてお示してください。

○商工振興課長 対象につきましては、市内の商店会のうち街路灯を設置している商店会となります。対象商店会数といたしましては、約40ということになっております。手続といたしましては、今回予算をお認めいただいた後に、補助率の増加ということになりますので、年末に合わせて年間分の電気料金を申請していただき、その電気料金に対して交付することを予定しております。以上です。

○松本 中小企業資金融資制度について、対象、対象者数、スケジュール、手続についてお示してください。

○商工振興課長 こちらにつきましては、国のセーフティネット4号認定の期間が4月から6月までに3か月間延長されたことに伴いまして、従前から実施しておりましたセーフティネット4号対象者が市の融資制度を活用した場合に対して、利子の全額補給及び信用保証料に対する補助を実施するものでございます。令和2年度、3年度、4年度からの実績を勘案いたしまして、今回予算積算上は25件を予定しております。以上です。

○松本 柏市中小企業電気・ガス料金高騰支援金の対象、対象者数、スケジュール、手続、算定方法についてお示してください。

○商工振興課長 こちらの支援金につきましては、市内事業者、本店が市内にあります法人または市内で事業を展開しておりまして、住所を有している個人事業主を対象とすることを予定しております。対象の範囲といたしましては、令和4年度、年間の電気料金が一定程度負担があるものということで考えております。負担の区分といたしましては、年間の電気料金が36万円以上ということを想定しております。対象の見込み数でございますが、5,000件を予定しております。こちらにつきましては、他市における先行している支援の状況等を勘案いたしまして、市内の事業者1万2,017件の中から5,000件程度の御申請があるものと想定しているところでございます。申請手続につきましては、予算の御承認をいただきました後に、事業の委託を行う事業者の選定を行いまして、その後に申請受付を開始したいと考えております。現在のところ、選定手続等が今後の見込みになってしまいますが、おおむね8月下旬から9月上旬には申請受付を開始する方向で準備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○松本 支援金額の算定方法をお示してください。

○商工振興課長 令和4年1月から12月に実際に御負担になりました電気料金及びガス料金を合計した額、これを算定根拠といたしたいと考えております。以上です。

○林 生産資材等高騰対策支援金につきまして、こちらの中身につきましてお聞かせくださいませ。

○農政課長 こちらの中身につきましては、農業資材がやはり物価高騰で上がっているという形がございましたものから、市内の販売農家を対象に支援を行うものがございます。具体的には、市内販売農家さんの昨年度、令和4年度の確定申告の農業経費の中から、諸費材料費と動力光熱費を足した15%を交付する予定でございます。以上です。

○林 動力も関わっていらっしゃるということで。私の記憶によりますと、前回、去年でしたか今年でしたか、違う形での補助は、種とかまた肥料でしたか、そういう形の補助金があったかと思うんですが、その今回第2弾というようなイメージなんですが、結局今回資材高騰は分かるんですけども、そのいわゆる肥料とか飼料とか、そういったところは一旦落ち着いているのでしょうか。

○農政課長 去年は、委員おっしゃるとおり肥料と動力光熱費、飼料を足した20%を支援させていただいたんですけども、肥料につきましては、現在国と県で上昇分の7割、国が7割、それから県が2割ということで、令和4年の11月から令和5年、今年の5月に購入した分については、国と県で支援が行われているところです。飼料につきましても、現在国と県のほうで支援が行われていることから、これに重ならないもの、しかしながら物価上昇に伴いまして農業資材の影響を受けているものを私どものほうで農協、それから農家さんに直接お聞きをしまして、その中でも支援が必要だというものが諸費材料費と、今回動力光熱費としたものでございます。以上です。

○林 分かりました。一旦そういう形で、今後台風等で様々な農業資材が、災害等でも壊れていたり、なくなるようなことがありますので、今回はこちらで結構でございますけども、そういった被害等がありましたら、速やかな対応をお願いしたいというふうに思っております。

街灯電気料等補助金につきまして、商店会等という形になっておるんですが、この商店会等、これ実際幾つの商店会があって、等というのはどういう形なのでしょうか。

○商工振興課長 商店会につきましては、全44商店会中、先ほど申し上げました約40の商店会が商店会管理の街路灯を有しておりますので、こちらが対象となります。等につきましては、商店会のほかに市内の工業団地で1件、工業団地共同組合が設置している街路灯がございまして、こちらに対する電気料補助も対象としていることから、商店会等ということで事業を設定させていただいているところでございます。以上です。

○林 分かりました。電気代が高騰化しておりまして、通常は2分の1という形のところを全額補助という、この流れはよろしいかというふうに思うんですが、今後

のその電気代、あるいは原油価格の高騰が見込めませんので、こういったところをしっかりと注視していただきたいと思えますし、あとこれLED電球なんでしょうかね。街路灯の例えば破損とか、壊れた、そういったものについては対象にはならないわけですか。こちらにつきまして。

○商工振興課長 LED化につきましては、市内の商店街ほぼ100%LED化が完了しております。また、街路灯の大きな破損等で修繕あるいは撤去等が必要、あるいは新設等が必要な場合は、別の共同施設設置等の補助金がございますので、こちら県と市の共同補助金となっておりますので、こちらを御活用いただき、市内商店会の負担、実質6分の1で補修等を行うことが可能となっております。以上です。

○林 分かりました。

中小企業電気・ガス料金高騰支援金につきまして、先ほど概要をお聞きしたところでございますけれども、私の知り得ている情報でございますと、近隣市、松戸市があるわけでございますけれども、松戸市の情報ですと5万円から50万円ということで、ちょっといささか柏市の高騰化支援金がミニマムに感じてしまうんですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○商工振興課長 今回の事業費の中で、支援金の設定におきましては、県の補助金の条項等も勘案させていただきました。県におきましては、5月の臨時議会におきまして、特別高圧の電気料金を負担している事業者向けに20億円の支援金というものを新たに設定したところがございます。こうしたことから、比較的電気用商品等の負担が大きい製造業等を中心といたします事業者に対しては、こちらの県の補助金も併せて受けられるということになっております。こういったことを勘案いたしまして、今回の支援金を設定させていただいたところですので。以上です。

○林 それでは、その県のその補助制度ですか、そういったところを県が本来自らPRしていくものだとは思いますが、それを補完するという意味合いがあるのであれば、一緒にそういったところのPRもしっかりやっていく必要があるかなというふうに思います。

それと、あと一つ、松戸市の中小企業電気・ガス高騰支援金との違いの一つとして、松戸市の場合は市内に主たる事業所があるだけではなくて、プラス他市の事業所経費も主たる事務所があれば見込んでいただけるという、そういう違いがあるんですが、そのことについてはどのようにお考えですか。

○商工振興課長 今回の事業者支援といたしましては、あくまで市内で事業を継続していただくために必要な支援を行うものと認識しております。こうしたことから、市外に支店がある場合、それぞれの市外の支店所在地における事業者支援というものを御活用いただきたいと考えているところがございますが、仮に市内に本店と支店があります場合は、その両方の額を合算した上で、より高い区分での支援金を受けられるような仕組みで制度設計してまいりたいと考えております。以上です。

○林 分かりました。それはそれでよろしいかなというふうに思いますが、やはり今回電気、ガス、3万円から15万円ですかね。その区分につきまして、私のイメー

ジとしては、もう少しその幅を利かせてもよろしかったのかな。下のランクとか、あるいは金額も15万円ではなくて、さらに20万円あるいはそれ以上も、場合によっては見込んだほうがよかったかな、そのほうが多くの事業所に還元できるのではないかなというふうには考えるわけでございます。様々、財源がどのぐらいあって、どのぐらいできるのかという市の力もあると思いますので、そこはなかなか言えない部分があると思いますが、ぜひこういったところも丁寧に説明していただいて、多くのところの事業者が対応できるように図っていただきたいというふうに思っておる次第でございます。以上です。

○中島 今のお話の続きをさらにお聞かせいただきたいと思います。松本さんから話があったんで、36万円以上、電気というお答えでしたけども、それは電気代だけで限定なんですか。

○商工振興課長 電気料金及びガス料金の合計額で想定しております。以上です。

○中島 分かりました、ありがとうございます。

市長の市政報告書の中でこちらの内容もうたわれていまして、給付額は今、林さんおっしゃったけども、3万、5万、10万、15万の4区分を8月の下旬から9月頃の申請開始というふうにうたっていただいておりますが、この3万、5万、10万、15万というのは、どういったふうな分け方になるんでしょう。

○商工振興課長 それぞれの区分に応じた中で、1か月分に相当する額というものを支援金の算定金額としております。例えば36万円以上の場合であれば、36万円が12か月分ということになりますので、そのうちの1か月分に相当するものとして3万円というような形で設定させているところでございます。以上です。

○中島 細かくて申し訳ないんですけど、5万円、10万円、15万というのも、大体今おっしゃったイメージの額と捉えていいのか。

○商工振興課長 御指摘のとおりでございます。以上です。

○中島 分かりました。

私は、結論から申しますと、周知しっかりしていただきたい。先ほど県のお話もありましたけども、県のほうからもあります。柏市も新たにこれだけの支援金を今回やりますと、こういったことの周知方法はやっぱり大事な一つだと思います。あとは、申請の際の事務手続を簡略にさせていただいて、多くの事業所、中小さんが得られるような周知の中で、またそれを確認して得られるようにいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○商工振興課長 御指摘のとおり、多くの事業者の方に知っていただく取組が重要であると考えております。従来から実施しております柏商工会議所、柏市沼南商工会、柏市商店会連合会等の商工団体を通じた周知に加えまして、それぞれ飲食業柏連合会、工業団地組合等を通じた形での周知も行わさせていただきます。あわせて、全戸配布となっております広報紙を通じた周知、それから商工振興課で有しておりますツイッターを使った周知を行っております。

また、これら電子媒体等に触れる機会が少ない小規模事業者につきましては、今

年度創設いたしました中小企業相談員の仕組み等も使いまして、個別に事業者の方々にお伺いして、周知を広めてまいりたいと思います。

また、前回令和2年度に実施しました給付金等におきましては、先に申請を受けた事業者の方々が、こういう給付金があるよとか、支援金があるよということを口コミで広げていただいているというところもございますので、まずファーストタッチとして申請していただける事業者が多数あるような形での周知に努めてまいりたいと考えております。

それから次に……（「事務手続」と呼ぶ者あり）事務手続につきましても、従来令和2年度に実施いたしました給付金等につきましても、郵送のみで対応させてきていただいたところがございますが、その際に御要望をいただいております電子申請、こちらにつきましても準備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○中島 ありがとうございます。以上で終わりです。

○岡田 私からも幾つか質問させていただきます。お伺いしたかった周知の方法は、今よく分かりました。それで、これ算定というか届出方法なんですけれども、御自分で事業主さんなり法人さんが領収書を添付して、計算して申請するというようなイメージでよろしいのでしょうか。

○商工振興課長 原則といたしましては御本人ということで、本人確認を取らせていただく必要がございますので、対象となる事業者の方から御申請いただくこととなると思っております。ただ、実際の事務作成作業につきましても、それぞれ日頃から交渉のあります税理士さん、公認会計士さんを通じて基礎資料を作っていたということはあるかと考えております。以上です。

○岡田 もっとそこ簡略したイメージだった、領収書貼って出すとかというイメージだったんですが、その税理士さんなりを使わなければいけないような手続ということですか。

○商工振興課長 手続につきましても、冒頭委員がおっしゃったように簡略なものを想定しております。ただ、一方で領収書等を税理士様のほうにお預けしている件もあるかと思っておりますので、そういった際は税理士さんのほうで控えている領収書等をコピーしていただくということが必要になってくるかと思っております。以上です。

○岡田 対象が法人だけでなく個人事業主ということなんですが、結構個人事業主というのは家の中で事業をやっているということで、なかなかその電気料金とガス料金というのを、その実際に使っている分との切り分けというのが、もちろんパーセンテージでやるんでしょうけども、なかなか本当に難しいなと思うんですが、そこら辺の御見解をお聞かせください。

○商工振興課長 私どももその点が課題と考えておまして、既に先行して実施している他市の状況を勘案いたしますと、やはり申告いただいていたときの事業費案分という形が最も適切かと考えておりますので、その形で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○岡田 私、こういう中小企業対策というか支援、すごく大事だと思って、すごくいい施策だなと思うんです。ただ、一方でやっぱり一般の市民の方からすると、特に今申し上げた個人事業主さんだと切り分けがよく分からないとか、大きなその製造業の法人というんだったら、イメージがすごく分かるんですけども、すごく、何で自分たちの生活苦しいのに、そういうところだけ助けているんですか、柏市はというような意見が出ないのかというのも少し心配しています、実は。実際にこれ、この支援のつくる背景みたいなのはどういったところなんでしょうか。

○商工振興課長 やはり商工会議所が毎月調査をしておりますD I値の中でも、そのD I値が苦しい原因、マイナスとなっている要因といたしまして、電気料等の高騰というものが、事業者の方からの訴えとしてあったところでございます。また、実際に商工団体に協力を得まして、幾つかの事業者からサンプル調査を行わせていただきました。そうしたところ、令和3年度と令和4年度を比較いたしまして、おおむね1.17倍から1.76倍ということで、非常に電気料、ガス料金、この高騰が事業者の売上げ等、利益等に大きな影響を与えているということを把握しております。こういった背景を基に、今回事業者向けの支援を行わせていただきましたが、同時に今御指摘のありました市民向けにつきましても、福祉政策課におきまして、一般の補正予算におきまして電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金を実施しておりますので、このような市民向けの支援、それから事業者向けの支援というものをセットにして、しっかりと市民の方々に支援を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○岡田 よく分かりました。ただ、これは低所得者世帯支援なんですよ。だから、私申し上げたのは一般の方というか、普通に生活している方とかの話をしていたので、少しちょっとそこは答えが違うのかなと思ったんですけども、いずれにしても周知の方法、さっきお話しいただきましたようにしっかりとさせていただきたいと思います。以上です。

○円谷 すみません、よろしくお願ひします。今回の財源が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、名前のおり臨時ってついているところもあって、5類に移行してという流れがある中で、ただ各補助金、その電気代にしる物価高騰にしる、ちょっと解決の糸口というか流れが見えない中で、この財源を使っていく、使えるものをしっかり使っていこうということだと思っておりますが、先々考えたときに確保していけるというような見通しみたいなものはあるのでしょうか。

○商工振興課長 国の物価高騰対策あるいはコロナ対策の動向にもあるかと思ひますけれども、いずれにいたしましても事業者支援に必要な財源というものは一般財源あるいは国、県の補助金などを活用しながら、今後も確保してまいりたいと考えております。以上です。

○円谷 分かりました。取り急ぎというか、現状で使えるものをしっかり使って支援していくということで、柏市にとっても大変財政厳しい状況で、かつ特に市内の

経済をしっかり支えていくということは、この分野だけじゃなくて、市税というところで確保していくことが今後非常に大切になっていくと思いますので、いろんな補助メニューとかというところはしっかりと把握しながら、市内の経済の屋台骨になるような中小企業さんたち支えていくという取組をしっかりやっていただきたいと思います。以上です。

○平野 皆さんの質疑を聞いていて、林委員のこの中小企業電気・ガス料金高騰支援金なんかの指摘も、私はもっともだなと思いながら聞いたんですけども、説明では市内事業者、個人事業主約1万2,000件のうちの5,000件が対象だというわけですよね。その電気料金は一般家庭もそうだし、その事業の規模の大小にかかわらず上がっているわけで、その1万2,000件のうちの5,000件ということになると、その多分下のほうの年間36万円未満の7,000件が対象外になっていると。それを対象外にした理由は何でしょうか。

○商工振興課長 やはり個人事業主の方を中心に、一般御家庭の電気料金あるいはガス料金等の負担というもののバランスというものを考えさせていただきました。国が発表しております消費者物価指数におきますと、2022年、令和4年の年間の電気料金、ガス料金の2人以上世帯の負担額につきましては1万9,317円となっております。約2万円ということになっております。これに加えまして事業活動を行うということになりますと、おおむね3万円以上ということと考えております。これ以下となりますと、やはり先ほどお話もありましたとおり、その一般家庭の消費している電気料金、ガス料金と事業に活用している電気料金、ガス料金、こちらが近いものとなってしまいますので、あくまでも事業者向けということの支援で3万円と設定させていただいたところがございます。以上です。

○平野 先ほどのその説明だと、岡田委員が言われましたでしょう、自宅で仕事をされている方もいると。その区分というのは、確定申告のときのその区分にしたがってとっているわけですから、それは家庭が2万円であれば、ちゃんと区分けはできるんじゃないですか。その確定申告でどれだけ事業に使った電気、ガスなのかというのは区分けできるわけですから、一般の家庭とそういう比較をして、じゃ対象外というのはやっぱりおかしいと思うんですよね。ですから、松戸市の5万円というのは年間5万円なんですか。18万円以上36万円未満。ですから、今後のこととして、やはりそういう小さい事業者ほど、この今の電気、ガスの物価の高騰というのは影響が深刻なはずなんですよ。ですから、それを除くということはぜひ避けていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほどのこの利子補給、これもセーフティネット4号対象者なんだけど、想定しているのは25件。25件というのが少ないなという印象を持つんですが、実態はどうなんでしょうか。

○商工振興課長 まずは冒頭、松戸市の支援金なんですけれども、6か月間で対象経費、対象期間が18万円以上となっておりますので、1か月当たりの電気料金負担金は3万円以上という設定になっておりまして、柏市と同等の設定となっております

ころでございます。

また、セーフティネット4号認定につきましては、まずは今回国のほうで延長いたしました4月から6月までの3か月分となっております。この後、セーフティネット4号認定が延長された場合、その延長に応じまして、既存の財源を活用いたしまして、まず保証料補助、それから利子補給を行ってまいりたいと思います。そこに不足が生じた場合は、予算がなくなったからなくなるということではなくて、必要に応じて追加補正等をお願いしたいと考えております。いずれにいたしましても、対象となる市内事業者がしっかりと支援を受けられるような仕組みで対応してまいりたいと考えております。以上です。

○平野 いずれも今後の政策の中では、やはり一番苦しいのはどこなのかということで、できるだけ中小でも零細のところを、これはもともと収入が少ないはずなので、そちらのほうをその対象から外すということは避けていただきたいということを要望しておきます。

○松本 小さい企業や個人事業主を助けたいというのは、全くそのとおりなんですけれども、すごく少額の支援金、補助金のためにまた決算書ひっくり返して、領収証出してというのを1万円、2万円のためにやるというのもなかなか手間で、やっぱりある程度小さ過ぎるところは削ったのかなということは思っております。ただ、一方でこの枠組みじゃなく、そういったところはもっと別枠で何か出せとかいうふうなことではなくて、もっと簡単な手続で出せるようだとよりよいのかなと思いました。意見です。

○委員長 よろしいですね。ほかに質疑は。——なければ質疑を終結いたします。これより採決いたします。

---

○委員長 議案第7号、令和5年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号、当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。特別職及び部長以外の方、お願いします。御苦労さまでした。

---

○委員長 それでは、請願の審査に入ります。

なお、請願の審査に当たって、委員より執行部に対して確認をする際には一般質問とならないよう御注意ください。

請願第1区分、請願68号、インボイス制度に関することについての主旨1、イン

ボイス制度導入により小規模事業者にどのような影響が出るのかという柏市としての実態調査をしてくださいについてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○円谷 分かればでよろしいんですが、例えばその市内の経済団体とか、そういったところでこういった実態調査みたいなのをやられているというような話はあるでしょうか。

○商工振興課長 日本商工会議所が全国各地の商工会議所の会員企業を対象に定期的にサンプル調査を行っておりまして、柏商工会議所もこの調査に協力しておりますので、市内事業者のサンプル調査は実施されているものと承知しております。以上です。

○円谷 では、特に改めて市で行う必要性というところの認識はいかがでしょうか。

○商工振興課長 先ほど申し上げましたとおり、柏商工会議所も協力の上で調査を実施しておりますので、追加の調査は実施しなくても、しっかりと把握ができるものと承知しております。以上です。

○平野 それでは、柏商工会議所が調査したおおよその影響について、どのように分析しているのかお示してください。

○商工振興課長 サンプルの中身につきまして、個別具体の情報につきましては柏商工会議所からの提示はなかったところですが、おおむね日本商工会議所が全国の調査を集計したものと同様の傾向であるというふうには聴取しているところでございます。以上です。

○平野 この請願文書にもありますように、このインボイスの導入については、日本商工会議所や中小企業家同友会全国協議会、青色申告会などが凍結、延期、見直しを求めている。それは、そういう全国調査やった結果なのですよ。結果、市内全国のそういう中小業者、企業などに影響があまりに大き過ぎるということで、この凍結、延期、見直しを、そのニュアンスは違います、強弱があると思いますけれども、日本商工会議所もそれを求めているわけですよ。それは、そういう調査結果を踏まえて言っているわけで、そのことで具体的な市内の事業者への影響などを具体的につかまないうまま、もう調査は必要ないというのはちょっとおかしくないですかね。やるべきじゃないですか。

○商工振興課長 柏商工会議所の再度の調査、あるいは詳細な調査、サンプル数の増加等は打診したことがございます。ただ、柏商工会議所の判断といたしましては、市内事業者の状況につきましてはサンプル調査を行った上、日本商工会議所で取りまとめる調査結果、これが全てであるということでもございましたので、そのような形で対応させていただいているところです。以上です。

○平野 改めて柏商工会議所にその調査結果というのを、具体的な内容について示していただくということとはできないですか。

○商工振興課長 こちらにつきましても、市のほうから柏商工会議所に確認をしたところでございますが、柏商工会議所からはサンプル数あるいは事業者の回答傾向

を踏まえまして、個々の事業者が特定されるおそれがあることから、個別の集計結果につきましては提供できないという回答をいただいているところでございます。以上です。

○平野 このインボイス制度が実施されたときの、これは結局増税になるわけなんですけれども、この消費税が導入されたときに、最初は免税店というのは3,000万円だったですかね。それが今1,000万円になっているわけで、その1,000万円で、免税事業者も今回はこのインボイスで課税業者になるかならないかという選択を迫られているわけなんですよね。課税業者にならなければ、取引先からこのインボイスを出しなさいと言われたときに、その課税業者でなければ取引できませんよというふうなことで、仕事を失う可能性もあるということで、これ結局は増税なんですけれども、今非課税になっている人たちに消費税を納めなさいというわけで、これはもう皆さん御存じのように、消費税というのは利益に対してかかる税金じゃないですよ。売上げにかかる税金ですから、だからその免税店というか、免税店を設けているというのはそういう意味なんでしょうけれど、国もこれによってどれぐらいの増税になるかと、増収になるかということは示しているんですけど、柏市内ではどれぐらいの消費税の増額になるのかというのは、何か試算がありますか。

○商工振興課長 消費税は国税となりますので、そちらについての個々の市町村における算定というものはなかなか精緻な算定ができないことから、数値としては持ち合わせておりません。以上です。

○平野 政府は国会答弁で、免税事業者が全て課税事業者になるという前提で2,480億円の増収になるというふうに言ったんですけども、これは機械的な計算で、確たることを申し上げるのは困難ですという国会答弁をしているんですね。それを受けて、この元静岡大学の教授で税理士の湖東さんという方が試算をしています、果たしてこの2,480億円なんだろうかと疑問を持って。今回このインボイスで課税業者になるかならないかということをお迫られている一番大きいまとまりとしては、フリーランスなんですよ。フリーランスの人たちが1,577万人いると。そのほかに、例えば小規模自販機設置者、全国に120万人、小規模農家40万人、不動産貸付業28万人、それからこれもあれですね、住宅用の太陽光パネル、これも売電している場合にその対象になるということですね。それから、これは、シルバー人材センターについては柏市も補助金を出して、その個々の会員がこの消費税の納税ってしなくてもいいように、そういう措置を取っていますけれど、この湖東先生の試算だと、このフリーランスだけで8,936億円。それから、その他の今言った小規模農家なども含めると9,966億円、約1兆円になると。少なくともと言っています、少なくとも約1兆円になると。これだけの増税なんで、やっぱり実態を、市内の事業者にどういう影響を与えるのか。このことによってもう事業をやめる、あるいは廃業せざるを得ないと、課税業者になるくらいならもうやめたほうがいいと、今でも赤字なんだからと、そういう選択を迫るような制度なんですよ。ですから、やっぱり実態はちゃんと、市内事業者へどういう影響を与えるのかということは、経済産業部としてやっぱり

つかむべきじゃないですかね。いかがですか。

○**商工振興課長** 現在のところは導入前でございますので、仮定の影響というものはなかなか、市内事業者に調査でお伺いしたところで正確な数字が戻ってこないというところがございます。ただ、日本商工会議所等が提言、意見として述べておりますとおり、まず制度を導入した上で市内事業に対し、あるいは全国の事業者に対し影響があった場合には、国に対して適宜見直しを求めていくという意見があります。私どもといたしましても、柏商工会議所、柏市沼南商工会等と連携しながら、市内事業者の状況については適宜お話をお伺いしながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○**平野** 農政課の人は退席しましたか。じゃ、部長に聞くしかないんですが、道の駅しょうなんの場合は、その納品している農家さん、この道の駅しょうなんでは、このインボイスにどのように対応するんですか。

○**経済産業部長** ちょっと詳細、具体はあれですけども、当然道の駅も税理士なりが入って会計やっておりますので、適正にやられていると認識しております。以上です。

○**平野** 今言ったのは、道の駅もその個別の農家にこのインボイスを求めるということになるということですかね。

○**経済産業部長** 道の駅に出荷している農家さんが課税事業者になるかどうか、それはその農業者の判断ということになります。以上です。

○**平野** それは、このもともと制度でなる、ならないはそれぞれが選択できるわけですけど、その代わり課税業者にならなければ、道の駅しょうなんとしては自分でかぶることになりますよね、その消費税分を。だから、いわゆる課税業者になってもらわないと困りますというふうになるんじゃない。じゃないと、ちょっと出荷はちょっと御遠慮くださいということになるんですか。

○**経済産業部長** 道の駅として、出荷者さんに課税事業者になってくださいというお願いはしていないというふうに理解しています。以上です。

○**平野** だから、私が言っているのはそういうことじゃなくて、今後このインボイスが導入されたときに、道の駅に野菜などを納品している農家さんはインボイスを発行しないといけなくなるということになりはしませんか。それ以外、だからそれを出さなければ、道の駅がかぶることになるわけでしょう。

○**経済産業部長** 課税事業者にならなければ、当然その分を誰かが負担しなくてはいけないということになります。現状でいうと、多分それは道の駅が、現状のままですと何かしらの方法でかぶるのかなと思いますけども、それをまた違う仕組みによってそれを農家さんからもらってくるのかどうか、それはちょっと私は今ちょっと承知をしております。以上です。

ただ、基本的には、その分は誰かがかぶらなくちゃいけない、現状でいうと道の駅が負担することになるのかなというふうには思います。以上です。

○**平野** 一般質問の中でも、この道の駅のリニューアルで出荷農家がこれだけ増え

ましたと、売上げがこれだけ増えましたと、こういう方向に行っているわけじゃないですか。だけど、そこにこういう問題が出てくると、もう農家でもいろいろで、それこそ販売農家といってもより小規模のところ、このインボイス制度に対応しようと思ったら、いろいろやらなきゃいけないこと、いろいろ出てくるわけですよ。だから、そこまでさせるのかということなんですよ。

おとといですか、国会前でこのインボイスやめろということで集会が持たれているんですけども、そこに農家の人の声載っているんですね、新聞にね。農民は90%が免税事業者です。その多くがどうしようかと本当に悩んでいます。市場、農協、スーパー、直売所、それぞれが開拓したレストランなど、様々な形で納品しています。それぞれがインボイスへの対応が違うのです。その納入先がインボイスについての対応が違うと、それぞれが。私たちはいろいろ勉強しましたが、これは対応できない。インボイスは中止、廃止しかないという一点に意見がまとまりました。私たち農民は、価格転嫁ができません。それどころか、円安とウクライナ危機で肥料や農薬、畜産の餌代が上がり、毎日毎日赤字を生み出している状況です。これに増税がかぶったら、これから農業は続けていけませんということを国会前で訴えています、農民が。ですから、そういう影響について、農業についてはどうなのか、市内事業者についての影響はどうなのかということを、この請願はその調査を求めているんですよ。それさえしないというのは、やはりひど過ぎませんか。私はちゃんとそういう影響を調べた上で、今後の問題に対応すべきだというふうに思いますので、もう一度調査やる気はないのかお答えください。

○**経済産業部長** 先ほど申しましたように、これまで日本商工会議所が中心になって調査をしていたり、あといろいろな民間の調査会社なんか、東京データバンクとか東京リサーチなんかもいろいろインボイスについては調査をして、公表などしております。まずは、そういった数値をこちらでも確認をしながら、それは対応していきたいと思います。以上です。

○**委員長** それでは、ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

---

○**委員長** 本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数でございます。よって、本件は不採択と決しました。

---

○**委員長** 以上で請願の審査を終了いたします。

次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたしますが、執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

---

○**委員長** 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の審査区分表に記載された調査項目について、閉会中の

事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の建設経済環境委員会を閉会いたします。

午後 1時56分閉会